

売買差額返還請求に関する手続き

1. 工場の指定届出

売買差額の返還を希望する者は、輸出貨物の製造工場を、「指定工場届出書」に必要書類を添付して届け出てください。

必要書類（各1部）

① 製造工場届出書

（「指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について」別紙第1号-1様式）

② 輸出する菓子等の製造工程図（輸出する製品毎に 様式任意）

③ 輸出する菓子等の成分分析表（輸出する製品毎に 様式任意）

④ 会社のパンフレット、製品の紹介パンフレット等

指定期間は原則として指定の日の属する年度から起算して3年度の末日。

機構は、届出内容を審査の上、適当と認められる場合は、当該届出者に対して届出受理の通知を行います。

2. 売買差額の返還請求

砂糖を主要な原料として製造された菓子等を輸出した際に、当該使用した砂糖の売買契約に基づく調整金を、返還請求することができます。ただし、請求権は機構と売買契約をした者（製糖会社等）が売買差額を納付した日から5年となっています。

返還請求に必要な書類

① 売買差額返還請求書（指定糖売買要領 別紙第14号様式）

② 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書（指定糖売買要領 別紙第12号様式）

③ 砂糖含有量の分析表（第三者機関の発行する様式で可）

輸出製品における砂糖の含有量が把握できる第三者機関が発行する分析表。

なお、製品の種類ごとに必要。

また、次回以降に売買差額返還請求を行う際、前回と全く同じ製品が輸出される場合は次回以降からは省略できます。

③ 税関が発行する輸出許可書（写し）（指定糖売買要領第22条第3項第2号）

④ 輸出貨物が把握できるインボイスまたはパッキングリスト（写し）

⑤ 譲渡証明書（製糖会社等が作成）（指定糖売買要領 別紙第15号様式）

3. 売買差額の返還

上記2において提出された書類に問題がなければ返還請求者に売買差額の返還を行います。

また、機構に売買差額が納付された日から売買差額返還請求の日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が定める利率に相当する額を併せて支払います。